

神奈川県エネルギー地産地消推進事業者認証制度実施要領

平成 31 年 4 月 26 日	神奈川県制定
令和 2 年 8 月 20 日	神奈川県改正
令和 3 年 5 月 12 日	神奈川県改正
令和 4 年 5 月 18 日	神奈川県改正
令和 5 年 6 月 14 日	神奈川県改正

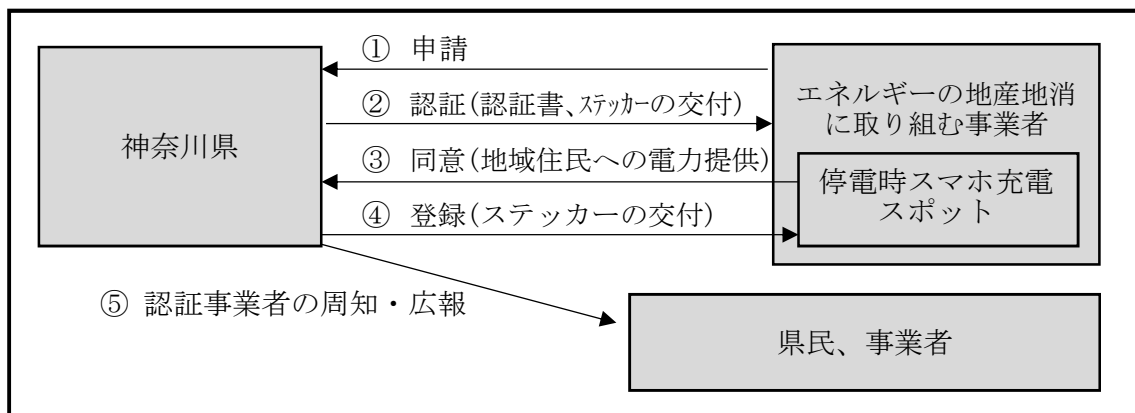
1 目的

県では、固定価格買取制度を利用しない、自家消費型の太陽光発電等の導入費の補助を行うなど、エネルギーを地産地消する取組を支援してきました。

この取組の更なる拡大を目指すため、自家消費を目的とする再生可能エネルギーによる発電設備等を設置して、エネルギーの地産地消に取り組む事業者を、「神奈川県エネルギー地産地消推進事業者（以下「かなエネサポーター」といいます。）」として認証し、支援します。

併せて、地域における災害時の電力の確保を図るため、かなエネサポーターを対象に、停電時に地域住民へスマートフォンの充電等のために電力を提供する「停電時スマホ充電スポット」を募集します。

【制度概略図】



2 かなエネサポーターの応募要件

(1) 応募者の要件

かなエネサポーターに応募するためには、次の要件をすべて満たす必要があります。県は、申請書及び誓約書により確認するほか、必要に応じて、関係機関に事実確認を行います。

ア 認証対象となる設備を既に設置しているか、令和 6 年 3 月 31 日（日曜日）までに設置する予定であること。さらに、当該設備を設置する日までに県内に現に事務所を有して事業を行っていること。

イ 過去 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

ウ 次の申立てがなされていないこと。

(ア) 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

エ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

オ 県税その他の租税を滞納していないこと。

カ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ク 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

(イ) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）

(ウ) 法人にあっては、代表者又は役員のうち、暴力団員に該当する者があるもの

(2) 設置設備の要件

県内で次のいずれかの自家消費型発電設備の設置及び使用が必要となります。

ア 再生可能エネルギーによる発電設備（発電出力10kW以上）

イ ガスコージェネレーション（発電出力100kW以上）

注 1 「使用」とは、「ア又はイで発電した電力を使用していること」とし、設備の所有は必須ではありません。

注 2 設備の発電出力に小数点未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

3 停電時スマホ充電スポットの応募要件

次の要件すべてを満たす必要があります。

(1) かなエネサポーターの応募要件を満たすこと。

(2) 停電時に地域住民へ電力を提供することについて同意すること。

なお、電力の提供については、状況に応じた可能な範囲での提供とします。

（電力提供ができないことも含みます。）

4 応募手続等の概要

(1) 応募書類の作成方法

ア 応募書類

所定事項を記載して提出してください。

必ず所定の様式を「『かなエネサポーター』及び『停電時スマホ充電スポ

ット』について（エネルギーの地産地消に取り組む事業者の認証制度）」のホームページからダウンロードして、使用してください。

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/ene-support/index.html>

(ア) 既に設備を設置している場合

- a 認証申請書 (第1号様式)
- b 誓約書 (様式別紙)
- c 応募者の登記事項証明書の写し
- d 発電設備の仕様書
- e 発電設備の導入に係る支出を証する書類(領収書等)の写し
- f 自家消費型であることがわかる設備の設置図(機器配置図、システム系統図及び単線結線図)
- g その他県が提出を求めた資料等(県から指示があった場合に提出してください。)

(イ) これから設備を設置する場合

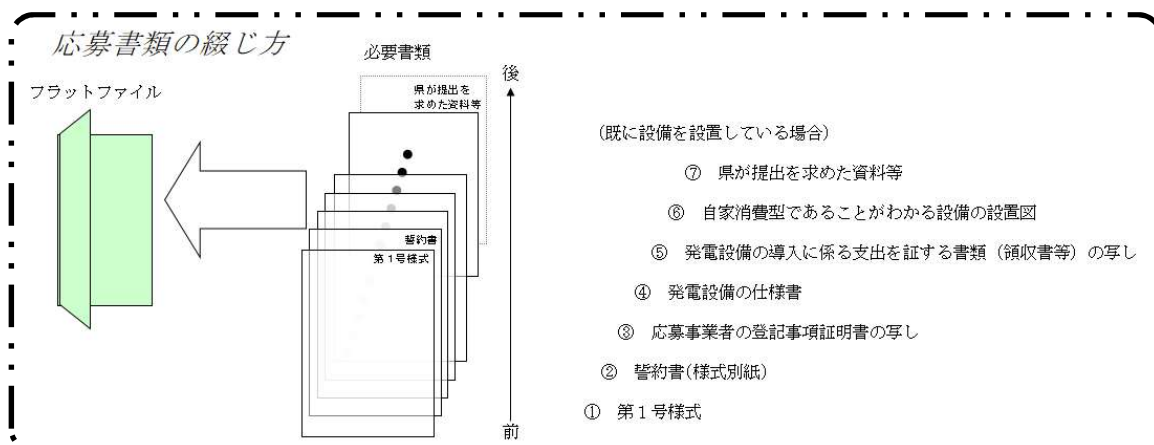
- a 認証申請書 (第1号様式)
 - b 誓約書 (様式別紙)
 - c 応募者の登記事項証明書の写し
 - d 発電設備の仕様書
 - e 発電設備の導入に係る見積書の写し
- なお、設備の設置完了後に、次の書類を提出してください。
- f 発電設備の導入に係る支出を証する書類(領収書等)の写し
 - g 自家消費型であることがわかる設備の設置図(機器配置図、システム系統図及び単線結線図)
 - h その他県が提出を求めた資料等(県から指示があった場合に提出してください。)

イ 提出部数

正本1部。また、応募書類の内容を保存したCD-R1枚を併せて提出してください。

ウ 応募書類の綴り方

次の順番でフラットファイルに綴じ込んでください。



- (2) 応募受付期間
令和5年6月 日（ 曜日）から令和6年3月29日（金曜日）まで（必着）
- (3) 応募書類の提出方法
神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室へ郵送
持参による提出は受付しません。
- (4) 提出後の応募書類の取扱い
 - ア 応募書類の変更、差替え、再提出、返却には応じられません。
 - イ 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。
 - ウ 応募書類は、審査及び認証事業者の公表のために使用します。

5 事業者の認証等

- (1) 事業者の認証の内定
 - ア 既に設備を設置している応募者
応募者の要件を満たし、かつ設置設備の要件を満たしている場合、認証行為が開始されるまでの間に、認証内定通知書（第2号様式）を交付します。
 - イ これから設備を設置する応募者
応募者の要件を満たしている場合、認証見込通知書（第3号様式）を交付します。また、設備の設置を完了し、設置設備の要件を満たした場合、認証行為が開始されるまでの間に、認証内定通知書（第2号様式）を交付します。
- (2) 事業者の認証
応募書類の審査を行い、応募者の要件を満たし、かつ設備の設置を完了し、設置設備の要件を満たした事業者について、応募受付期間後にながエネサポーターとして認証し、認証書（第4号様式）及び認証ステッカーを交付します。
また、停電時に地域住民へスマートフォンの充電等のために電力を提供することに同意した場合には、「停電時スマホ充電スポット」として登録し、停電時スマホ充電スポットステッカーを併せて交付します。
なお、認証期間には有効期限を設けず、原則として継続することとします。
- (3) 認証の時期
令和5年10月31日（火曜日）までに全ての条件を満たした事業者については、令和5年12月頃に認証の予定です。それ以降、令和6年3月31日（日曜日）までに満たした事業者については、令和6年5月頃に認証の予定です。
- (4) 認証事業者の公表
認証事業者について、次の事項を神奈川県のホームページに掲載します。
 - ア 事業者の名称、所在地、発電設備の種類及び発電設備の出力
 - イ 事業者の連絡先（公表することに同意した場合）
 - ウ 発電設備の所在地及び事業者の連絡先（停電時に地域住民へ電力を提供することに同意した場合）

6 認証マークの表示

認証事業者は、認証事業者であることを証する認証マークを使用することができます。

7 留意事項

(1) 認証内容の変更等

認証事業者は、次のアないしイに該当するときは、認証変更届出書（第5号様式）により、ウに該当するときは、認証辞退届出書（第6号様式）により、速やかに届け出なければなりません。

ア 事業者の名称又は所在地を変更したとき。

イ 事業者の連絡先を変更したとき。

ウ 認証事業者が本要領に記載している要件に該当しなくなったとき。

(2) 認証の取消

県は、次のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができます。

ア 申請内容に虚偽があることや重大な誤りがあることが判明したとき。

イ 認証事業者が本要領に記載している要件に該当しないと認められたとき。

ウ 認証事業者が認証辞退届出書（第6号様式）により認証の辞退を届け出たとき。

エ ア、イ、ウに掲げるもののほか、本制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

8 問合せ先・応募書類送付先

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室事業者脱炭素グループ

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-4140（直通）

「かなエネサポーター」及び「停電時スマホ充電スポット」ホームページ

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/ene-support/index.html>